

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十五年十一月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年六月二十一日奈良県指令高土第二五―五号

平成二十五年十月三十一日奈良県指令高土第二五―五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十一月七日高土第八一四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年十一月七日高土第三三五号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市下田西一丁目一六五番三、一六五番九、一六五番一〇、一六五番一一、一六

五番一二、一六五番一四及び一六五番一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市あやめ池南三丁目二番五―一〇三号

株式会社山本設計 代表取締役 山本恭昭

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市下田西一丁目一六五番三

下水道 香芝市下田西一丁目一六五番三の一部